

## 建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号に関する一括審査による許可同意基準

建築基準法（以下「法」という。）第 43 条第 2 項第 2 号の規定による接道義務に関する許可に係る同意について、次の基準の一に該当するものは、一括審査を行うものとする。

なお、「道」とは、一般の通行の用に供されている道路状空地のことをいう。

### 基準 1

敷地と道路との間に、次の各号の一に該当するものが存在する場合で、避難及び通行上支障がない道路に、有効に接続する幅員 2 m 以上の通路が確保されている敷地。

- 一 管理者の占用許可、承諾又は同意が得られた水路。
- 二 地方公共団体が管理する認定外道路等。
- 三 都市計画事業等により、道路事業者が取得した道路となる土地。

### 基準 2

道路に有効に接続する、地方公共団体が管理していることが証明された道で幅員 4 m 以上の公有地等に、2m 以上接する敷地。

### 基準 3

道路に有効に接続する幅員 2.7m 以上の道が確保され、その道に 2 m 以上接する敷地で次の各号に該当するもの。

- 一 道の中心線から水平距離 2 m の線又は道の反対側境界線から水平距離 4m の線（現況幅員が 4m 以上の道にあっては、現況幅員）を道の境界線とし、道の部分に関して所有権、地上権又は借地権を有する者全員の承諾がえられたものであること。
- 二 現況の道の部分及び申請者の権原の及ぶ道となる部分について、不動産登記簿上分筆し、地目を公衆用道路として登記したものであること。
- 三 建築物の用途・規模は地上 2 階、地下 1 階までとし、一戸建ての住宅又は長屋（三戸まで）であること。

### 議案添付図書

議案に添付する図書は、次のとおりとする。

- 1 法 43 条第 2 項第 2 号に関する許可同意基準に係る審査案件総括表
- 2 建築物の概要書（建築主の住所・氏名、申請の要旨、適用条文、敷地の地名・地番、地域地区、建築物の用途、敷地面積、建築面積、延べ面積、高さ、構造及び階数、一括許可基準の適用条項）
- 3 配置図（縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁の位置並びに敷地に接する道路の位置および幅員が明示されたもの）

附則 この基準は、平成 11 年 5 月 1 日から施行する。

附則 この基準は、平成 30 年 9 月 25 日から施行する。

附則 この基準は、平成 30 年 11 月 9 日から施行する。